

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

解体業・破碎業許可申請書作成の手引き

令和4年5月改訂

秋 田 県

許可申請手続きにあたっての注意事項

- 1 手引きの内容が更新されている場合がありますので、事前にご確認をお願いします。
- 2 秋田県知事の許可は、秋田市を除く秋田県内にある事業所で、使用済自動車の解体及び解体自動車の破砕を行う場合に必要となります。
(秋田市に事業所を設置する場合は、秋田市長の許可が必要です。)
- 3 申請書の提出部数は正本1部です。
(申請書は2部作成し、1部を申請者控えとして申請の際持参してください。)
- 4 申請手続きは、保健所で行ってください。
- 5 更新許可申請の場合は、許可期限の30日程度前までに申請をしてください。
- 6 申請前に記入漏れ、記載に誤りがないか確認してください。
- 7 審査時に申請書類の内容に疑問点がある場合、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- 8 許可申請の際は次の手数料が必要となります。手数料は秋田県証紙で納付してください。

・解体業の許可（新規）の申請手数料	78,000円
・解体業の許可の更新の申請手数料	70,000円
・破砕業の許可（新規）の申請手数料	84,000円
・破砕業の許可の更新の申請手数料	77,000円
・破砕業の範囲の変更の申請手数料	67,000円
- 9 許可申請後に何らかの事情により申請を取り下げる場合、申請手数料は返還されません。また、申請書の審査の結果、不許可処分となった場合も申請手数料は返還されません。
- 10 解体業・破砕業の許可を取得した場合であっても、直接自動車所有者から使用済自動車を引き取る場合は、引取業者の登録が必要となります。
また、解体業において、フロン類回収、破砕前処理、破砕処理を行う場合や、破砕業においてフロン類回収、解体を行う場合は、それぞれの登録・許可が必要となります。
- 11 使用済自動車（解体自動車）以外の廃棄物を扱う場合は、廃棄物処理法に規定する処理業の許可が必要となります。

1 許可基準について

解体業、破砕業の許可を受けるには、次の許可基準に適合している必要があります。

(1) 解体業許可基準（法第62条関係）

①解体業を的確かつ継続して行うに足りる基準に適合すること。

【解体業の許可基準の概要】

①事業の用に供する施設

- 廃油等の流出防止等のため、コンクリート床面、油水分離装置、屋根等の設置を原則とする解体作業場を保有
- 囲いがあり範囲が明確な使用済自動車等の保管場所の保有 等

②申請者の能力

- 解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
- 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと

②欠格要件に該当しないこと（詳細は次項の欠格要件一覧表を参照）

(2) 破砕業許可基準（法第69条関係）

①破砕業を的確かつ継続して行うに足りる基準に適合すること。

【破砕業の許可基準の概要】

①事業の用に供する施設

- 囲いがあり範囲が明確な解体自動車の保管場所の保有
- 生活環境保全上適正な処理可能な施設（特に、破砕工程については施設許可を有する産業廃棄物処理施設等）の保有
- 破砕工程については、汚水の外部への流出防止等のため、コンクリート床面、排水処理施設、屋根等の設置を原則とするシュレッダーダスト（ASR）の保管場所の保有 等

②申請者の能力

- 破砕工程・破砕前処理工程の手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
- 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないこと

②欠格要件に該当しないこと（詳細は次項の欠格要件一覧表を参照）

許可基準の詳細については、管轄する保健所にお尋ねください。

欠格要件一覧表

イ	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ハ	<p data-bbox="252 504 1481 992"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律及び同法に基づく処分 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に基づく処分 ・ 浄化槽法及び同法に基づく処分 ・ 大気汚染防止法及び同法に基づく処分 ・ 騒音規制法及び同法に基づく処分 ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく処分 ・ 水質汚濁防止法及び同法に基づく処分 ・ 悪臭防止法及び同法に基づく処分 ・ 振動規制法及び同法に基づく処分 ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律及び同法に基づく処分 ・ ダイオキシン類対策特別措置法及び同法に基づく処分 ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び同法に基づく処分 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定 </p> <p data-bbox="252 992 446 1025">に違反し、又は</p> <p data-bbox="252 1025 1481 1294"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法第204条（傷害罪） <li style="padding-left: 20px;">第206条（現場助勢罪） <li style="padding-left: 20px;">第208条（暴行罪） <li style="padding-left: 20px;">第208条の3（凶器準備集合罪） <li style="padding-left: 20px;">第222条（脅迫罪） <li style="padding-left: 20px;">第247条（背任罪） ・ 暴力行為等処罰ニ関スル法律 </p> <p data-bbox="252 1294 1500 1411">の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>
ニ	<p data-bbox="252 1460 1481 1657"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条 (第72条において読み替えて準用する場合を含む。) ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法第7条の4若しくは第14条の3の2 (廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。) ・ 浄化槽法第41条第2項 </p> <p data-bbox="252 1657 1500 1814">の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取り消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員^{*1}であった者で当該取り消しの日から5年を経過しないものを含む。)</p>

ホ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
へ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
ト	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
チ	法人でその役員 ^{※1} 又は政令で定める使用人 ^{※2} のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
リ	法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
ヌ	個人で政令で定める使用人 ^{※2} のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

※1 役員とは

業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

※2 政令で定める使用人とは

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいいます。

- ① 本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破産業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 解体業・破砕業の許可について

使用済自動車（解体自動車）の解体及び解体自動車の破砕を業として行おうとする事業者は、その業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）の許可を受けなければなりません。

- (1) 秋田県内（秋田市を除く）に解体・破砕を行う事業所の所在地がある場合は、秋田県知事の許可を受けなければなりません。
- (2) 秋田市内に解体・破砕を行う事業所の所在地がある場合は、秋田市長の許可を受けなければなりません。
- (3) 秋田市内と秋田県内（秋田市を除く）の両方に解体・破砕を行う事業所の所在地がある場合は、秋田市長と秋田県知事の両方の許可を受けなければなりません。

3 許可の申請先について

秋田県知事の許可を受けようとする事業者は、次の窓口申請してください。

- (1) 解体・破砕を行う事業所の所在地を管轄する保健所に申請してください。
- (2) 複数の解体・破砕を行う事業所がある場合は、本店所在地又は住所（主たる事務所）の管轄する保健所に申請してください。

各市町村別の管轄保健所については、「許可申請先一覧」を参考にしてください。

(参考)

秋田市長の許可を受けようとする事業者は、下記に相談してください。

秋田市環境部廃棄物対策課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

TEL. 018-888-5713

許可申請先一覧

秋田県の保健所は、地域振興局福祉環境部内にあります。

事業所がある市町村	管轄保健所	電話番号
大館市、鹿角市、小坂町	大館保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-5601 大館市十二所字平内新田 2 3 7 - 1	0186-52-3953
北秋田市、上小阿仁町	北秋田保健所 環境指導課 衛生班 〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中袋 7 6 - 1	0186-62-1165
能代市、三種町、八峰町	能代保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒016-0815 能代市御指南町 1 - 1 0	0185-52-4331
男鹿市、潟上市、五城目町、 八郎潟町、井川町、大潟村	秋田中央保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開 1 7 2 - 1	018-855-5173
由利本荘市、にかほ市	由利本荘保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒015-0885 由利本荘市水林 4 0 8	0184-22-4121
大仙市、仙北市、美郷町	大仙保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒014-0062 大仙市大曲上栄町 1 3 - 6 2	0187-63-3683
横手市	横手保健所 環境指導課 環境・食品衛生班 〒013-0033 横手市旭川 1 丁目 3 - 4 6	0182-32-4005
湯沢市、羽後町、東成瀬村	湯沢保健所 環境指導課 衛生班 〒012-0857 湯沢市千石町 2 丁目 1 - 1 0	0183-73-6157

※ 秋田市に解体・破砕を行う事業所がある場合は秋田市へ申請してください。

※ 複数の解体・破砕を行う事業所がある場合は、本店所在地又は住所（主たる事務所）の管轄する保健所に申請してください。

4 解体業・破砕業許可申請書の添付書類について

許可申請書には次の書類を添付してください。

許可申請の種類別・申請者別添付書類一覧

	新規		更新		添付書類
	法人	個人	法人	個人	
1	○	○	△	△	解体業、破砕業 ^(※) を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図
2	○	○	△	△	施設の所有権（又は使用権原）の証明書
3	○	○	○	○	事業計画書
4	○	○	○	○	収支見積書
5		○		○	申請者の ・住民票の写し（又は外国人登録証明書） ・登記事項証明書
6	○		○		・定款又は寄付行為 ・登記簿謄本
7	○		○		役員の ・住民票の写し（又は外国人登録証明書） ・登記事項証明書
8	○		○		発行済株式総数又は総出資額の5/100以上を占める者の ・株式数又は出資額、 ・住民票の写し（又は外国人登録証明書） ・登記事項証明書（個人株主等用）又は登記簿謄本（法人株主等用）
9	○	○	○	○	本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の ・住民票の写し（又は外国人登録証明書） ・登記事項証明書
10	○	○	○	○	申請者が未成年者の場合には、法定代理人の ・住民票の写し（又は外国人登録証明書） ・登記事項証明書
11	○	○	○	○	欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書

(記号の意味) ○：必ず添付が必要。 △：その内容に変更がなければ、添付を要しない。

※ 当該都道府県等における初めての許可申請の場合には、既に他の解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、一定の条件を満たせばその許可証の提出を持って添付書類の一部（5と7～10）は不要となります。

※ 破砕業の届出の場合であって、処理施設が産業廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可を受けている施設である場合は、1の書類は不要です。

※ 申請書の「標準作業書の記載事項」の欄を、当該標準作業書の全文の写しを添付することにより記入を省略する場合は、当該標準作業書の複写（コピー）を添付してください。

5 許可取得後の届出等

次の(1)、(2)に該当する場合は、その変更又は廃止の日から30日以内に届出を、(3)に該当する場合は、事前に変更許可申請を行う必要があります。

(1) 次の事項を変更したとき(変更届)

- ① 氏名又は名称及び住所(法人にあっては、その代表者の氏名)
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 次に掲げる者の氏名又は名称及び住所
 - イ 法人の役員
 - ロ 法定代理人
 - ハ 法人の5/100以上の株主又は5/100以上の出資者
 - ニ 政令で定める使用人
- ④ 事業の用に供する施設の概要
- ⑤ 標準作業書の記載事項
- ⑥ 解体業、破砕業及び産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可番号
- ⑦ 解体業・破砕業の許可を行おうとする事業所以外の場所での使用済自動車又は解体自動車の積替保管場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積
 - ハ 保管量の上限

(2) 次に該当することとなった場合(廃止等届)

- ① 死亡した場合
- ② 法人が合併により消滅した場合
- ③ 法人が破産により解散した場合
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合
- ⑤ その許可に係る解体業・破砕業を廃止した場合

(3) 次に該当する事業の範囲の変更(変更許可)

破砕業において、その事業の範囲(破砕前処理工程のみ、破砕処理工程のみ、破砕前処理工程+破砕処理工程の3区分のいずれか)の変更の場合には、許可申請の手続きに準じて事前に変更許可を申請する必要があります。

(1) から(3)の届出等は、当初の許可申請を行った保健所をお願いします。
(届出書及び申請書の様式は、各保健所に備え付けてあります。)